

豊情個審答申第62号
令和4年(2022年)3月25日

豊中市教育長
岩元 義 継 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 塩 川 茂

豊中市個人情報保護条例の規定に基づく自己情報部分開示決定処分
及び自己情報不存在による不開示決定処分について（答申）

令和3年3月16日付け豊教総第2263号により諮問を受けた豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育長が行った、「2次面接評価カード(リーダー用) 2次面接評価カード(個人用) 1次面接評価カード(リーダー用) 1次面接評価カード(個人用)」に係る自己情報部分開示決定及び「大阪府豊能地区公立学校教員採用選考テスト(令和3年からさかのぼること5年分) 面接の項目による配点」に係る自己情報不存在による不開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和2年10月16日、豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、「大阪府豊能地区公立学校教員採用選考テスト(令和3年度からさかのぼること5年分)に係る①面接官記入済みの採用面接個票 ②面接の項目による配点 ③合格者の基準点 ④面接官氏名」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

なお、①～④までの番号については、審査会で付番したものである。

2 本件開示請求に対する実施機関の決定

条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市教育長(以下「実施機関」という。)は、令和2年11月27日、本件開示請求のうち、①④に関して、本件開示請求に係る自己情報を「2次面接評価カード(リーダー用) 2次面接評価カード(個人用) 1次面接評価カード(リーダー用) 1次面接評価カード(個人用)」(以下「本件自己情報」という。)と特定したうえで、「面接官記入済みの採用面接個票のうち面接官名の部分につきましては、豊中市が参加する大阪府豊能地区教職員人事協議会が行う教員採用事務に関する文書に記載された情報であって、公にすることにより、面接官が特定され、当該面接官への不当な行為等を容易にして試験の公平公正性が損なわれるおそれがあるため、また、公正かつ円滑な採用事務の実施に著しく支障を及ぼす恐れがあるため開示できません。また、開示請求者以外の受験生の受験番号、名前、評定につきましては、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるので開示できません。」との理由を付して自己情報部分開示決定(以下「本件処分1」という。)を行った。

本件開示請求のうち、②面接の項目による配点については、「開示請求された自己情報は保有していないため。」との理由を付して自己情報不存在による不開示決定(以下「本件処分2」という。)を行い、審査請求人に通知した。

また、本件開示請求のうち、③合格者の基準点については、開示請求によらず情報提供を行った。

3 本件処分1及び同2に対する審査請求

審査請求人は、令和3年1月4日、本件処分1及び2を不服として、行政不服審査法

(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市教育長(以下「審査庁」という。)に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、本件審査請求について、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第39条の規定に基づき審理手続を併合し、令和3年3月16日、条例第52条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

第三 審査請求の趣旨

1 本件処分1について

本件処分を取り消し、改めて文書の特定を行うとともに特定を行った文書の開示を求める。

2 本件処分2について

本件処分の取消しを求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書及び再反論書の記載内容並びに口頭意見陳述の内容をまとめると次のとおりである。

1 本件処分1について

(1) ①面接官記入済みの採用面接個票と開示請求したにも関わらず、開示されたものは評定をまとめたカードである。①面接官記入済みの採用面接個票とは、面接時に面接官が文章等で記入しているものを意味している。それが開示されない、あるいは現在存在しないということは明らかに透明性、公平性に欠く面接選考と考えられる。

(2) 面接官の氏名及び他の受験生の情報については争わない。

2 本件処分2について

(1) 第二次選考の面接の配点が420点満点と明記されているにも関わらず、面接による詳細な観察項目が存在していないことが異常である。観察項目なく面接を行うこと自体、実施要項に書かれている観点で面接が行われていないことと推察される。その項目の配点が不存在、書類の不存在ということは、面接官、その他試験関係者の恣意が入りやすい状態にあり、極めて透明性に欠け、公平性を欠く選考と思われる。

(2) 面接要項には、個人面接は3項目、模擬授業は2項目、漠然とした評価の主な観点が示されているが、本件処分1に係る弁明書において示されているランク(面接評定カードに記されているランク)に結び付く観点に対する文章表記があると受験した経験上思われる。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書並びに口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

1 本件処分1について

審査請求人が開示を求めた①面接官記入済みの採用面接個票とは、採用選考時に面接員がそれぞれの受験者ごとに個々の面接結果を記載した票を意味すると解される。本件処分1に関し開示した文書は、面接員が個々の受験者ごとに面接結果を評定区分に記載した資料であり、審査請求人が開示を求めた行政文書そのものである。また、採用選考テストにおいて、面接官が面接の結果について記載した文書は、部分開示された採用面接個票以外には存在しないものである。

2 本件処分2について

審査請求人は、受験要項に記載された「観点」に対する文章表記の存在が推察される旨主張する。これは、面接における評価の基準である「観点」については、文章による所見が存在するはずであるとの主張と解されるが、文章により所見を記載した行政文書は存在しない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、第20条において、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めている。

条例第2条第2号において、個人情報とは、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と定めている。

次に、条例第2条第3号において、保有個人情報とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」と定めている。「組織的に利用するもの」とは、作成又は取得した行政文書が職員個人の段階にとどまらず、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち実施機関の組織において業務上の必要性から利用・保存している状態にあるものをいう。よって、職員が自己の執務の便宜のため作成・保有している個人的なメモ、資料等は該当しない。

また、行政文書に該当する場合においても行政文書に個人情報の記載がないもの及び実施機関が保有していないものについては、条例第20条に規定する請求の対象と

はならない。

2 本件処分1に係る自己情報の特定について

審査請求人は、本件開示請求に係る自己情報のうち、実施機関が存在しないとして開示しなかった①面接官記入済みの採用面接個票とは、面接時に面接官が文書等で記入しているものを指すのであり、本件処分1で開示された文書は、審査請求人が求める文書と異なる旨主張している。

そこで、当審査会は、実施機関に対し面接の実施から面接評価カード作成までの事務の流れの確認を行った。

実施機関の説明によると、各面接官は、提出された「エントリーシート」等をもとに、面接を実施し、「面接評価カード」を作成する、この「面接評価カード」を作成する際に受験者の発言内容等を記した「メモ」をとることがある、この「メモ」は、面接官が評価を確定するための参考資料として必要と判断した場合に作成するものであって、面接が終了し、評価が確定した後は、当該メモを作成した面接官が、試験実施事務局本部に溶解処理を依頼する、依頼を受けた試験実施事務局本部は、他の提出資料等の確認後、当該メモを溶解処理している、とのことであった。

審査請求人が、①面接官記入済みの採用面接個票と呼ぶ情報は、実態に即していえば、面接時に面接官が文章等で記入しているものとの説明であり、実施機関のいうところの面接官が受験者の発言内容等を記した「メモ」を指すものと考えざるを得ない。

実施機関による「メモ」の作成経緯等の説明から判断すると、当該メモは専ら作成した面接官の判断で処分できる性質の文書であり、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは認められない。したがって、当該メモは行政文書に該当しないことから条例第2条第3項に定める保有個人情報に該当しない。また、当該メモを既に廃棄しているという実施機関の説明にも不自然又は不合理な点は存在しない。同メモは既に廃棄され不存在であることから、開示対象にならない。

よって、本件開示請求に係る自己情報を本件自己情報と特定し、開示した実施機関の判断は是認し得るものである。

3 本件処分2に係る審査請求について

本件処分2において、審査請求人が求める②面接の項目による配点と呼ぶ文書は、2021年10月22日回答書によると②－(i)「面接官が審査請求人に関する評価を記した文書」及び②－(ii)「面接の項目毎の配点を記した書類」とのことである。

審査請求人は、自身が受験した経験上、ランクに結び付く主な評価の観点に対する文章表記があること及び評価の主な観点に則ってランク・得点に結び付く詳細な評価文書が行政文書として存在しないとなると、面接官、採用関係者の主観、恣意的な考えが入りやすく、透明性が確保された選考とはいえないと主張している。

審査請求人が求める②－(i)「面接官が審査請求人に関する評価を記した文書」と

は、「2 本件処分1に係る自己情報の特定について」における「メモ」に該当するものと推認せざるを得ないが（その限りで請求が重複している）、前述のとおり、当該メモは、保有個人情報には該当せず、また、既に廃棄されていることから、実施機関が不
存在による不開示とした判断は、妥当である。

次に、②－（ii）「面接の項目毎の配点を記した書類」について検討する。当審査会
において、実施機関より提出された資料についてインカメラで審査を行ったところ、面
接テストに関して、ABCDEの各評定に対し、それぞれ評定内容と得点が定められて
いることを確認した。評定毎に評定内容と得点が定められている事実から、実施機関が
面接における一定の評価基準を持っていることは明らかであるが、当該行政文書には、
保有個人情報が記載されておらず条例第20条に規定する請求の対象とはならない。
他に、受験者一人ひとりの「面接の項目毎の配点を記した書類」が別に存在すると推認
すべき特段の事情があるとはいえない。

よって、本件処分が不当又は違法であるとはいえない。

4 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年（2022年）3月25日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 野 田 邦 子